

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成17年6月30日

京都市長 梶本頼兼

医療機関指定（診療所・歯科・薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
つかさき医院	北区紫竹上梅ノ木町17-5	平成17年5月19日
はせがわ小児科	上京区一条通千本西入烏丸町375	平成17年5月1日
(医) 財団康生会 タケダ クリニック	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町60 8番地 日本生命京都三哲ビル3F	平成17年5月20日
森本医院	東山区下河原通八坂鳥居前下ル上弁天町4 29	平成17年5月1日
(社) 信和会大宅仮診療所	山科区大宅沢町159番地	平成17年5月1日
かわだ歯科医院	左京区浄土寺上馬場町117-2	平成17年4月5日
寺本歯科医院	山科区竹鼻四丁野町27-13	平成17年5月10日
(医) 村田歯科医院	山科区小野西浦31番地29	平成17年5月9日
すずらん薬局二条店	中京区西ノ京職司町69番地1	平成17年6月1日
すずろ薬局	伏見区深草稻荷御前町72-1	平成17年5月1日
京まち調剤薬局	山科区大宅沢町174	平成17年5月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)